

保安規程変更届出書

総室発第4号

令和2年4月1日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山弘志 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年4月1日

以上

変 更 内 容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕に係る記載について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後比較表の改正後欄のとおり変更する。

別 添

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力發電工作物）〕 改正前後比較表

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕 改正前後比較表

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p data-bbox="338 539 741 603">保 安 規 程 電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）</p> <p data-bbox="405 1134 689 1198">令和元年6月28日 日本原子力発電株式会社</p>	<p data-bbox="1290 539 1693 603">保 安 規 程 電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）</p> <p data-bbox="1357 1134 1641 1198">令和2年4月1日 日本原子力発電株式会社</p>	<p data-bbox="1977 1142 2085 1161">施行日変更</p>

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>（保安規程のレビュー）</p> <p>第3条 この規程の管理部門は、電気工作物の保安を継続的に確保するため、この規程を、年度毎の点検結果及び次の各号の場合において、必要に応じ改正する。</p> <p>(1) 法令が変更されたとき</p> <p>(2) 別図、別表に変更があったとき</p> <p>(3) その他、記載内容を変更する必要があるとき</p> <p>（関係法令及び保安規程遵守の体制）</p> <p>第4条 社長は、電気工作物の保安に関する業務を実施するにあたり、電気工作物の保安のための関係法令（以下「関係法令」という。）及びこの規程の遵守を確実にするための活動の方針を定め、第6条（保安組織）の組織の全員に向けて関係法令及びこの規程の遵守の重要性を周知する。</p> <p>2. 社長は、「<u>コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</u>」に基づき、関係法令及びこの規程の遵守を確実にするための体制を構築し、その活動を統括する。</p> <p>3. <u>コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会</u>は、第1項の活動の方針を受けて、関係法令及びこの規程の遵守を確実にするための活動を推進する。</p> <p>4. 電気工作物の保安に関する組織は、関係法令及びこの規程を遵守するため、第5条（基本的職務）に規定する責任と権限に応じて、遵守すべき関係法令を明確にし、関係法令及びこの規程を遵守し、遵守状況の評価を行う。</p> <p>5. 考査・品質監査室長は、第4項の評価結果に対して監査を行い、社長に報告する。</p> <p>6. 社長は、前2項の評価結果の報告を踏まえて、必要な指示を行うとともに、関係法令及びこの規程の遵守体制に係る継続的な改善を行う。</p> <p>（主任技術者の職務等）</p> <p>第8条 主任技術者は、関係法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任をもって遂行する。なお、職務の遂行に当たっては、必要に応じて上級職位に意見具申を行う。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導・助言すること。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) <u>関係法令に基づき行う溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下「法定事業者検査」という。）</u>において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行うこと。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づいて行う立入検査に、原則として立ち会うこと。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査、<u>施設定期検査</u>にはあらかじめ定めた区分に従って、検査に立ち会い、又は検査記録について確認を行うこと。</p>	<p>（保安規程の審査）</p> <p>第3条 この規程の管理部門は、電気工作物の保安を継続的に確保するため、この規程を、年度毎の点検結果及び次の各号の場合において、必要に応じ改正する。</p> <p>(1) 法令が変更されたとき</p> <p>(2) 別図、別表に変更があったとき</p> <p>(3) その他、記載内容を変更する必要があるとき</p> <p>（関係法令及び保安規程遵守の体制）</p> <p>第4条 社長は、電気工作物の保安に関する業務を実施するにあたり、電気工作物の保安のための関係法令（以下「関係法令」という。）及びこの規程の遵守を確実にするための活動の方針を定め、第6条（保安組織）の組織の全員に向けて関係法令及びこの規程の遵守の重要性を周知する。</p> <p>2. 社長は、「<u>安全文化育成・維持活動要項</u>」に基づき、関係法令及びこの規程の遵守を確実にするための体制を構築し、その活動を統括する。</p> <p>3. <u>安全文化育成・維持活動推進委員会</u>は、第1項の活動の方針を受けて、関係法令及びこの規程の遵守を確実にするための活動を推進する。</p> <p>4. 電気工作物の保安に関する組織は、関係法令及びこの規程を遵守するため、第5条（基本的職務）に規定する責任と権限に応じて、遵守すべき関係法令を明確にし、関係法令及びこの規程を遵守し、遵守状況の評価を行う。</p> <p>5. 考査・品質監査室長は、第4項の評価結果に対して監査を行い、社長に報告する。</p> <p>6. 社長は、前2項の評価結果の報告を踏まえて、必要な指示を行うとともに、関係法令及びこの規程の遵守体制に係る継続的な改善を行う。</p> <p>（主任技術者の職務等）</p> <p>第8条 主任技術者は、関係法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任をもって遂行する。なお、職務の遂行に当たっては、必要に応じて上級職位に意見具申を行う。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導・助言すること。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の1.1に定める使用前事業者検査及び原子炉等規制法第43条の3の1.6に定める定期事業者検査</u>において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行うこと。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づいて行う立入検査に、原則として立ち会うこと。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査にはあらかじめ定めた区分に従って、検査に立ち会い、又は検査記録について確認を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う用語の変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う社内規程名称及び委員会名称の変更 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（用語の変更、削除） 記載の適正化（①対象法令の明確化、②用語定義の削除）

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>（保安の計画及び実施）</p> <p>第13条 発電用の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の計画策定にあたり，第2章に規定する保安管理体制のもと，第5条（基本的職務）第2項にて設定した方針に基づく計画を，人的及び物的資源を考慮し策定する。なお，具体的には「保守管理業務要項」及び「運転管理業務要項」に定めるところにより，当該業務に関連する関係法令及びこの規程の要求事項を明確にし，電気工作物の保安に関する業務に必要な計画を策定する。</p> <p>2. 前項で策定した計画に従い電気工作物の保安に関する業務を実施する。</p> <p>（保安の評価及び改善）</p> <p>第14条 電気工作物の保安に関する業務が，前条第1項で策定した計画に従い適切に実施されていることを，自己評価又は内部監査により評価するとともに，その結果に基づき必要な改善を行う。</p> <p>2. 電気工作物の保安に関する業務において，不適合が発生した場合は，「不適合管理要項」に定めるところにより，是正処置を行う。また，その重要度に応じて情報公開を行う。</p> <p>3. 電気工作物の保安に関する業務及び他の施設から得られた保安に関する知見について，類似事象の未然防止を図るため，必要に応じて予防処置を行う。</p> <p>（工事計画の申請，届出）</p> <p>第24条 電気工作物の設置，変更については，設計の計画，設計のレビュー・検証，妥当性確認及び変更管理手順を規定した「設計管理要項」に従い設計管理を実施するとともに，電気事業法に基づく申請，届出及び報告に係る社内手順を規定した「官庁申請手続取扱要項」に定めるところにより，電気事業法の規定に基づく必要な手続きの有無，及び手続きが行われていることを確認する。</p>	<p>（保安の計画及び実施）</p> <p>第13条 発電用の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の計画策定にあたり，第2章に規定する保安管理体制のもと，第5条（基本的職務）第2項にて設定した方針に基づく計画を，人的及び物的資源を考慮し策定する。なお，具体的には「施設管理業務要項」及び「運転管理業務要項」に定めるところにより，当該業務に関連する関係法令及びこの規程の要求事項を明確にし，電気工作物の保安に関する業務に必要な計画を策定する。</p> <p>2. 前項で策定した計画に従い電気工作物の保安に関する業務を実施する。</p> <p>（保安の評価及び改善）</p> <p>第14条 電気工作物の保安に関する業務が，前条第1項で策定した計画に従い適切に実施されていることを，自己評価又は内部監査により評価するとともに，その結果に基づき必要な改善を行う。</p> <p>2. 電気工作物の保安に関する業務において，不適合が発生した場合は，「是正処置プログラム管理要項」に定めるところにより，是正処置を行う。また，その重要度に応じて情報公開を行う。</p> <p>3. 電気工作物の保安に関する業務及び他の施設から得られた保安に関する知見について，類似事象の未然防止を図るため，必要に応じて未然防止処置を行う。</p> <p>（工事計画の申請，届出）</p> <p>第24条 電気工作物の設置，変更については，設計の計画，設計の審査・検証，妥当性確認及び変更管理手順を規定した「設計管理要項」に従い設計管理を実施するとともに，電気事業法に基づく申請，届出及び報告に係る社内手順を規定した「官庁申請手続取扱要項」に定めるところにより，電気事業法の規定に基づく必要な手続きの有無，及び手続きが行われていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う社内規程名称の変更） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う社内規程名称並びに用語の変更） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う用語の変更）

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>別図（第6条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 考査・品質監査室 (内部監査) ■ 安 全 室 (総合調整及び総括管理) ※1 ■ 総 務 室 (法令遵守, 能力開発, 労働安全衛生管理及び文書管理の総括) ■ 経理・資材室 (物品購入, 工事請負及び業務委託の契約) ■ 発電管理室 (発電所の保安及び非常時の措置の総括) ■ 廃止措置プロジェクト推進室 (廃止措置業務の総括) ■ 開発計画室 (土木設備及び建築設備の設計) 	<p>別図（第6条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 考査・品質監査室 (内部監査) ■ 安 全 室 (総合調整及び総括管理) ※1 ■ 総 務 室 (法令遵守, 能力開発, 労働安全衛生管理及び文書管理の総括) ■ 経理・資材室 (物品購入, 工事請負及び業務委託の契約) ■ 発電管理室 (発電所の保安及び非常時の措置の総括) ■ 廃止措置プロジェクト推進室 (廃止措置業務の総括) ■ 開発計画室 (土木設備及び建築設備の設計) 	<p>(変更なし)</p>

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等
<p>東海第二発電所</p> <p>主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電室 <ul style="list-style-type: none"> 発電直 (運転・燃料取扱いに関する当直業務) 発電運営グループ (発電室の運営管理) 運転管理グループ (運転の計画及び管理) 運転支援グループ (当直業務の支援) 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 炉心・燃料グループ (燃料の管理) 放射線・化学管理グループ (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理及び安全管理室の運営管理) 保守室 <ul style="list-style-type: none"> 保守運営グループ (保守室の運営管理) 保守総括グループ (保守管理の総括) 電気・制御グループ (電気, 計測制御関係設備の保守管理) 機械グループ (機械関係設備の保守管理) 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ (土木建築室の運営管理) 土木グループ (原子炉施設のうち構築物の保守管理) 建築グループ (原子炉施設のうち建物の保守管理) 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ (電気・制御又は機械グループと協議して定めた保全のうち設備診断及び技術センターの運営管理) 直営電気・制御グループ (電気・制御グループと協議して定める保全の実施) 直営機械グループ (機械グループと協議して定める保全の実施) 総務室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ (保安教育の総括, 文書管理及び総務室の運営管理) 渉外・報道グループ (地方自治体とのコミュニケーション) 経理グループ (資材業務) 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ (警備に関する業務及び安全・防災室の運営管理) 安全・防災グループ (非常時の措置, 労働安全, 労働衛生及び初期消火活動のための体制の整備) 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ (品質保証活動の管理) 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ (保安運営の総括及び運営管理室の運営管理) プラント管理グループ (運転保守計画及び管理に係る事項の総括, 技術管理に係る事項の総括) 	<p>東海第二発電所</p> <p>主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電室 <ul style="list-style-type: none"> 発電直 (運転・燃料取扱いに関する当直業務) 発電運営グループ (発電室の運営管理) 運転管理グループ (運転の計画及び管理) 運転支援グループ (当直業務の支援) 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 炉心・燃料グループ (燃料の管理) 放射線・化学管理グループ (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理及び安全管理室の運営管理) 保守室 <ul style="list-style-type: none"> 保守運営グループ (保守室の運営管理) 保守総括グループ (施設管理の総括) 電気・制御グループ (電気, 計測制御関係設備の施設管理) 機械グループ (機械関係設備の施設管理) 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ (土木建築室の運営管理) 土木グループ (原子炉施設のうち構築物の施設管理) 建築グループ (原子炉施設のうち建物の施設管理) 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ (電気・制御又は機械グループと協議して定めた保全のうち設備診断及び技術センターの運営管理) 直営電気・制御グループ (電気・制御グループと協議して定める保全の実施) 直営機械グループ (機械グループと協議して定める保全の実施) 総務室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ (保安教育の総括, 文書管理及び総務室の運営管理) 渉外・報道グループ (地方自治体とのコミュニケーション) 経理グループ (資材業務) 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ (警備に関する業務及び安全・防災室の運営管理) 安全・防災グループ (非常時の措置, 労働安全, 労働衛生及び初期消火活動のための体制の整備) 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ (品質保証活動の管理) 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ (保安運営の総括及び運営管理室の運営管理) プラント管理グループ (運転保守計画及び管理に係る事項の総括, 技術管理に係る事項の総括) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う用語の変更）

保安規程（改正前）		保安規程（改正後）		改正理由等			
主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン)	発電室	運転直（1号機担当）	(1号機の原子炉施設の運転に関する当直業務)	運転直（1号機担当）	(1号機の原子炉施設の運転に関する当直業務)	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う用語の変更）	
		発電直（2号機担当）	(2号機の原子炉施設及び1号機との共用設備の運転・燃料取扱いに関する当直業務)	発電直（2号機担当）	(2号機の原子炉施設及び1号機との共用設備の運転・燃料取扱いに関する当直業務)		
		発電運営グループ	(発電室の運営管理)	発電運営グループ	(発電室の運営管理)		
		運転管理グループ	(運転の計画及び管理)	運転管理グループ	(運転の計画及び管理)		
		運転支援グループ	(当直業務の支援)	運転支援グループ	(当直業務の支援)		
	安全管理室	炉心・燃料グループ	(燃料の管理及び安全管理室の運営管理)	炉心・燃料グループ	(燃料の管理及び安全管理室の運営管理)		・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う委員名称の変更）
		放射線・化学管理グループ	(放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理)	放射線・化学管理グループ	(放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理)		
	保守室	保守運営グループ	(保守室の運営管理)	保守運営グループ	(保守室の運営管理)		
		保守総括グループ	(保守管理の総括)	保守総括グループ	(施設管理の総括)		
		電気・制御グループ	(電気、計測制御関係設備の保守管理)	電気・制御グループ	(電気、計測制御関係設備の施設管理)		
		機械グループ	(機械関係設備の保守管理)	機械グループ	(機械関係設備の施設管理)		
	技術センター	工務・設備診断グループ	(電気・制御又は機械グループと協議して定めた保全のうち設備診断及び技術センターの運営管理)	工務・設備診断グループ	(電気・制御又は機械グループと協議して定めた保全のうち設備診断及び技術センターの運営管理)		
		直営電気・制御グループ	(電気・制御グループと協議して定める保全の実施)	直営電気・制御グループ	(電気・制御グループと協議して定める保全の実施)		
		直営機械グループ	(機械グループと協議して定める保全の実施)	直営機械グループ	(機械グループと協議して定める保全の実施)		
	総務室	総務グループ	(保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理)	総務グループ	(保安教育の総括、文書管理及び総務室の運営管理)		
		渉外・報道グループ	(地方自治体とのコミュニケーション)	渉外・報道グループ	(地方自治体とのコミュニケーション)		
		経理グループ	(資材業務)	経理グループ	(資材業務)		
	安全・防災室	施設防護グループ	(警備に関する業務及び安全・防災室の運営管理)	施設防護グループ	(警備に関する業務及び安全・防災室の運営管理)		
		安全・防災グループ	(非常時の措置、労働安全、労働衛生及び初期消火活動のための体制の整備)	安全・防災グループ	(非常時の措置、労働安全、労働衛生及び初期消火活動のための体制の整備)		
	廃止措置室	廃止措置管理グループ	(廃止措置に係る運営管理)	廃止措置管理グループ	(廃止措置に係る運営管理)		
廃止措置工事グループ		(廃止措置工事の管理)	廃止措置工事グループ	(廃止措置工事の管理)			
品質保証室	品質保証グループ	(品質保証活動の管理)	品質保証室	品質保証グループ	(品質保証活動の管理)		
運営管理室	保安運営グループ	(保安運営の総括及び運営管理室の運営管理)	保安運営グループ	(保安運営の総括及び運営管理室の運営管理)			
	プラント管理グループ	(運転保守計画及び管理に係る事項の総括)	プラント管理グループ	(運転保守計画及び管理に係る事項の総括)			
	技術管理グループ	(技術管理に係る事項の総括)	技術管理グループ	(技術管理に係る事項の総括)			

※1：第4条（関係法令及び保安規程遵守の体制）に定める **コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会**の事務局

※1：第4条（関係法令及び保安規程遵守の体制）に定める **安全文化育成・維持活動推進委員会**の事務局

保安規程（改正前）	保安規程（改正後）	改正理由等																																																						
<p>(以下、別表については、改正部分のみを記載することとし、記載のない箇所については、従前の通りとする。)</p> <p>別表第3 (第23条) 関係規程一覧表</p> <table border="1" data-bbox="120 276 965 900"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>関連条項</th> <th>規程名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 関係法令及び保安規程遵守の体制</td> <td>第4条</td> <td>コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</td> </tr> <tr> <td>2. 組織</td> <td>第6条</td> <td>品質管理要項</td> </tr> <tr> <td>3. 主任技術者の選任関係</td> <td>第7条</td> <td>力量設定管理要項</td> </tr> <tr> <td>4. 教育・訓練の内容と方法関係</td> <td>第12条</td> <td>力量設定管理要項</td> </tr> <tr> <td>5. 方針・目標関係</td> <td>第5条</td> <td>品質保証規程 品質目標及び品質保証計画管理要項</td> </tr> <tr> <td>6. 電気工作物の工事、維持及び運用関係</td> <td>第13条 ～ 第22条</td> <td>保守管理業務要項 運転管理業務要項 業務プロセスレビュー要項 内部監査要項 不適合管理要項 調達管理要項 原子炉施設の重要度分類基準要項</td> </tr> <tr> <td>7. 非常時の措置関係</td> <td>第21条</td> <td>災害対策規程 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>8. 文書管理関係</td> <td>第23条 第24条</td> <td>文書取扱要項 設計管理要項 官庁申請手続取扱要項</td> </tr> </tbody> </table>	項目	関連条項	規程名	1. 関係法令及び保安規程遵守の体制	第4条	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	2. 組織	第6条	品質管理要項	3. 主任技術者の選任関係	第7条	力量設定管理要項	4. 教育・訓練の内容と方法関係	第12条	力量設定管理要項	5. 方針・目標関係	第5条	品質保証規程 品質目標及び品質保証計画管理要項	6. 電気工作物の工事、維持及び運用関係	第13条 ～ 第22条	保守管理業務要項 運転管理業務要項 業務プロセスレビュー要項 内部監査要項 不適合管理要項 調達管理要項 原子炉施設の重要度分類基準要項	7. 非常時の措置関係	第21条	災害対策規程 原子力事業者防災業務計画	8. 文書管理関係	第23条 第24条	文書取扱要項 設計管理要項 官庁申請手続取扱要項	<p>(以下、別表については、改正部分のみを記載することとし、記載のない箇所については、従前の通りとする。)</p> <p>別表第3 (第23条) 関係規程一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1077 276 1921 930"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>関連条項</th> <th>規程名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 関係法令及び保安規程遵守の体制</td> <td>第4条</td> <td>安全文化育成・維持活動要項</td> </tr> <tr> <td>2. 組織</td> <td>第6条</td> <td>品質管理要項</td> </tr> <tr> <td>3. 主任技術者の選任関係</td> <td>第7条</td> <td>力量設定管理要項</td> </tr> <tr> <td>4. 教育・訓練の内容と方法関係</td> <td>第12条</td> <td>力量設定管理要項</td> </tr> <tr> <td>5. 方針・目標関係</td> <td>第5条</td> <td>品質保証規程 品質目標及び品質保証計画管理要項</td> </tr> <tr> <td>6. 電気工作物の工事、維持及び運用関係</td> <td>第13条 ～ 第22条</td> <td>施設管理業務要項 運転管理業務要項 業務プロセスレビュー要項 パフォーマンスレビュー要項 内部監査要項 是正処置プログラム管理要項 調達管理要項 原子炉施設の重要度分類基準要項</td> </tr> <tr> <td>7. 非常時の措置関係</td> <td>第21条</td> <td>災害対策規程 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>8. 文書管理関係</td> <td>第23条 第24条</td> <td>文書取扱要項 設計管理要項 官庁申請手続取扱要項</td> </tr> </tbody> </table>	項目	関連条項	規程名	1. 関係法令及び保安規程遵守の体制	第4条	安全文化育成・維持活動要項	2. 組織	第6条	品質管理要項	3. 主任技術者の選任関係	第7条	力量設定管理要項	4. 教育・訓練の内容と方法関係	第12条	力量設定管理要項	5. 方針・目標関係	第5条	品質保証規程 品質目標及び品質保証計画管理要項	6. 電気工作物の工事、維持及び運用関係	第13条 ～ 第22条	施設管理業務要項 運転管理業務要項 業務プロセスレビュー要項 パフォーマンスレビュー要項 内部監査要項 是正処置プログラム管理要項 調達管理要項 原子炉施設の重要度分類基準要項	7. 非常時の措置関係	第21条	災害対策規程 原子力事業者防災業務計画	8. 文書管理関係	第23条 第24条	文書取扱要項 設計管理要項 官庁申請手続取扱要項	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法改正に伴う社内規程名称の追加、変更）</p>
項目	関連条項	規程名																																																						
1. 関係法令及び保安規程遵守の体制	第4条	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項																																																						
2. 組織	第6条	品質管理要項																																																						
3. 主任技術者の選任関係	第7条	力量設定管理要項																																																						
4. 教育・訓練の内容と方法関係	第12条	力量設定管理要項																																																						
5. 方針・目標関係	第5条	品質保証規程 品質目標及び品質保証計画管理要項																																																						
6. 電気工作物の工事、維持及び運用関係	第13条 ～ 第22条	保守管理業務要項 運転管理業務要項 業務プロセスレビュー要項 内部監査要項 不適合管理要項 調達管理要項 原子炉施設の重要度分類基準要項																																																						
7. 非常時の措置関係	第21条	災害対策規程 原子力事業者防災業務計画																																																						
8. 文書管理関係	第23条 第24条	文書取扱要項 設計管理要項 官庁申請手続取扱要項																																																						
項目	関連条項	規程名																																																						
1. 関係法令及び保安規程遵守の体制	第4条	安全文化育成・維持活動要項																																																						
2. 組織	第6条	品質管理要項																																																						
3. 主任技術者の選任関係	第7条	力量設定管理要項																																																						
4. 教育・訓練の内容と方法関係	第12条	力量設定管理要項																																																						
5. 方針・目標関係	第5条	品質保証規程 品質目標及び品質保証計画管理要項																																																						
6. 電気工作物の工事、維持及び運用関係	第13条 ～ 第22条	施設管理業務要項 運転管理業務要項 業務プロセスレビュー要項 パフォーマンスレビュー要項 内部監査要項 是正処置プログラム管理要項 調達管理要項 原子炉施設の重要度分類基準要項																																																						
7. 非常時の措置関係	第21条	災害対策規程 原子力事業者防災業務計画																																																						
8. 文書管理関係	第23条 第24条	文書取扱要項 設計管理要項 官庁申請手続取扱要項																																																						

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、保安規程の関連条文の変更を行う。

(2) 記載の適正化